

令和7年度ふじのくに留学応援奨学金 募集要項

「静岡県」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）では、令和7年度ふじのくに留学応援奨学金（以下「本事業」という。）の派遣留学生となる学生を募集します。

記

1 趣旨

本事業は、学生が、海外留学により、グローバル社会における持続可能な地域社会の担い手となる人材として成長するよう、産官学が一体となって支援します。

2 支援の対象

本事業は、コンソーシアムの会員校に在籍する日本人学生等で、実践的な学びを焦点に、幅広い分野において、将来、本県で活躍することを希望し留学する学生を支援します。なお、留学計画は、諸外国の大学や語学学校等で行われる学修活動と実践活動を組み合わせたものを、学生自ら設計することとします。

3 求める人材像

本事業では、次のような人材を支援します。

- ①本県の地域活性化、地域課題の解決に寄与する意欲を有する人材
- ②帰国後、本県が行う留学機運醸成の取組に主体的に参画する人材

4 支援の条件

(1) 活動内容

①留学計画

諸外国の教育機関で行われる学修活動のほか、自ら地域課題等の解決に寄与するテーマを設定し、留学先でフィールドワーク、ボランティア、インターンシップ等の課題解決に向けた実践活動を実施してください。

(地域課題の例)

- ・世界における静岡の認知度向上
- ・静岡県特産品の海外販売促進・事業展開策
- ・外国人観光客等の受入れ強化・地域活性化への活用方法
- ・静岡と派遣先との持続可能なビジネス関係の構築策 等

②事前オリエンテーション、事後報告会

派遣留学生は、事前オリエンテーション（※1）及び事後報告会（※2）に必ず参加してください。事後報告会では、海外留学の成果や地域社会への提案について発表してください。

※1 事前オリエンテーション

本事業の趣旨や目的、渡航中の注意、在籍大学等との連絡（安否確認）等について理解するため、令和7年6月に1回実施する予定です。

※2 事後報告会

令和8年2月に開催する予定です。報告会には、コンソーシアムの会員や本事業の支援企業等が参加します。

日時が決まり次第、在籍大学等を通じて連絡します。

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①諸外国における留学期間が3か月以上1年以内の計画（6か月以上を推奨）であり、留学開始日が令和7年6月23日（月）以降かつ令和8年3月31日（火）以前であること

※留学開始日とは、学修活動若しくは実践活動の開始日を示します。

※留学期間終了後、1か月以内に帰国してください。

②留学先における受入機関が留学開始前までに確保できる計画

※受入機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは支援の対象となりません。

③日本の在籍大学等が教育上有益な学修活動と認める計画

④留学の目的に沿った実践活動が10日間以上含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象となりません。

(3) 留学後の活動報告

留学終了後、静岡県及びコンソーシアムが行う留学機運醸成のための活動、本事業の支援企業等に対する活動報告や成果等の情報の提供に協力してください。

5 派遣留学生の選考における審査の観点

派遣留学生の選考においては、特に以下の点について審査を行います。

①目的、達成目標が明確に設定されていること

②実践活動の内容が、座学や知識の蓄積型ではない活動であること

③学修・実践活動により得た成果を、将来、本県の産業界を中心に活用できるようなビジョン・取組
があること

6 支援の内容

(1) 奨学金額

派遣留学生には、渡航地域により次の奨学金が支給されます。

渡航地域	奨学金
アジア地域	550,000円
上記以外の国・地域	700,000円

※支援額は、応募時の留学計画における留学先に基づいて決定されます。

※アジア地域とは、以下の国・地域を指します。

インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

(2) 支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、渡航前に、在籍大学等を通じて口座振込により行います。

留学期間中は、毎月、留学先での活動を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は、別途案内します。

(3) 注意事項

本事業の奨学金は、他団体等の留学を目的とした奨学金と併用可能です。ただし、その支給元の団体で併用するための条件が付される場合は、その範囲内での支給となります。

他団体等の奨学金との併用を検討する場合は、その支給元の条件を必ず確認し、留学申請書兼計画書（様式1）「6 その他確認事項」に必要事項を記載してください。

なお、本事業における支援の決定後、他団体等からの支援が決定し、本事業における奨学金額の減額が必要となった場合は、変更届（様式5）及び計画変更申請書（様式5別紙1）をコンソーシアムに御提出ください。（詳細は、「11 留学計画等の変更」を参照）

7 支援予定人数

5名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

8 派遣留学生の要件

本事業で支援する派遣留学生は、次の①～⑤に掲げる要件を全て満たすものとします。

①コンソーシアムに加入している静岡県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年以上で専攻科を含む。）に在籍する学生のうち、日本国籍を有する学生又は以下の在留資格等を有する学生

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者
- ・特別永住者

※上記の在留資格等により本事業に応募する学生は、留学申請書兼計画書（様式1）の提出時に在留カード又は特別永住者証明書の写しを提出してください。

②日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

③留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

④留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかにコンソーシアムへ連絡してください。

⑤令和7年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

9 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の①～③に掲げる要件を全て満たすものとします。

①留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること

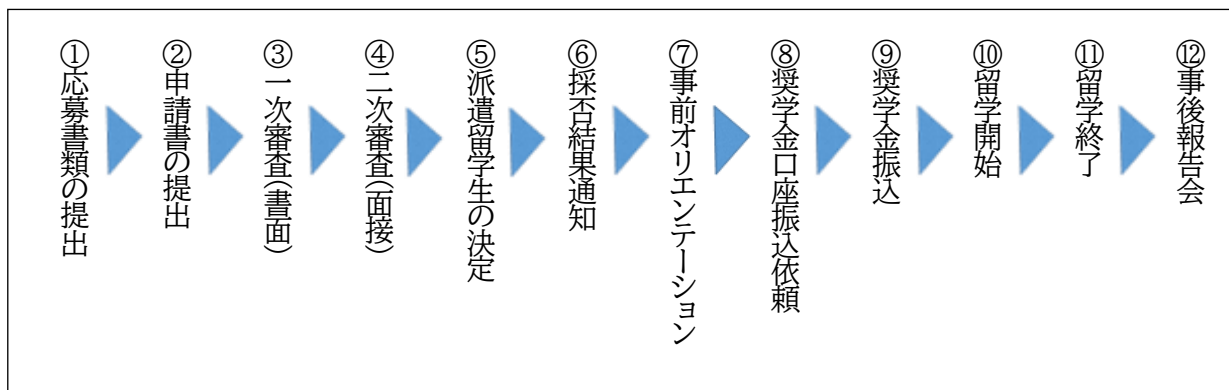
②留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」及び別添「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」を参照し、必要な手続等について対応できる体制を整備してください。

③派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること

10 申請書類の提出から事後報告会までの流れ

本事業の流れは、以下のとおりです。



上記①～⑥における提出書類、提出期限等の詳細は以下のとおりです。

手 続	対 象	内 容
①応募書類の提出	応募者	【提出物】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学申請書兼計画書（様式1） ・ 留学先機関の受入許可証、留学計画の実現性を証明できる文書（受入プログラム、パンフレット等）の写し 【提出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍大学等 【提出期限】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍大学等で設定された日
②申請書の提出	在籍大学等	【提出物】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書（様式3） ・ ①で提出された応募書類 【提出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアム 【提出期限】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年4月23日（水）
③一次審査 （書面）	応募者	【一次審査結果通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知日 令和7年5月16日（金） ・ 通知方法 在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知
④二次審査 （面接）	応募者	【実施日】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年5月31日（土） 【場所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市内 【審査方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面接 ・ グループディスカッション
⑤派遣留学生の 決定	—	【決定方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査結果を踏まえ、コンソーシアムグローバル人材育成事業実施委員会において決定
⑥採否結果通知	在籍大学等、 応募者	【通知時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年6月11日（水） 【通知方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知 ※詳細は、一次審査結果通知時に併せて通知します。

手 続	対 象	内 容
⑦事前オリエンテーション	派遣留学生 (採用された応募者)	【実施日】 ・令和7年6月21日(土)(予定) 【提出物】 ・誓約書(様式9) ※詳細は、採否結果通知時に併せて通知します。
⑧奨学金口座振替依頼	在籍大学等	【提出物】 ・口座振込依頼書(様式4) 【提出先】 ・コンソーシアム 【提出時期】 ・採否結果通知以降(原則として、令和7年6月30日(月)までに提出すること)
⑨奨学金振込	在籍大学等	【振込先】 ・派遣留学生 【振込時期】 ・原則として、派遣留学開始前
⑩留学開始	派遣留学生	【開始時期】 ・令和7年6月23日(月)以降 【活動報告】 ・毎月在籍大学を通じてコンソーシアムに報告すること
⑪留学終了	派遣留学生	【提出物】 ・留学状況報告書(様式2) ・授業料領収書及びその和訳 ・搭乗券控え(往復分)及び領収書 【提出先】 ・在籍大学等 【提出期限】 ・帰国後1か月以内 ※在籍大学等は、提出された留学状況報告書等をコンソーシアムへ提出してください。
⑫事後報告会	派遣留学生	【開催時期】 ・令和8年2月(予定) ※日時が決まり次第、在籍大学等を通じて連絡します。 ※令和8年2月1日以降に帰国した派遣留学生は、次年度の事後報告会に参加してください。

申請書類等の作成に際しては、以下で示したコンソーシアムのホームページから各様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

[公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム]

URL：https://www.fujinokuni-consortium.or.jp/introduction/course05/course05_3/

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たり、データ量を3MB 以内で作成してください。

なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

11 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容に影響を及ぼすことが明らかになった場合や、他の奨学金との併用等のため奨学金額の減額が必要となる場合には、派遣留学生は計画変更申請書（様式5別紙1）を在籍大学等に提出してください。

計画変更申請書の提出を受けた在籍大学等は、変更届（様式5）に計画変更申請書を添付してコンソーシアムに提出し、変更申請の手続きを行ってください。なお、計画変更に伴う奨学金額の追加支給は認められません。また、再審査の結果、奨学金の返納が生じる場合があります。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり、計画変更が承認されず採用取消となる場合もありますので御留意ください。

※原則として、留学期間及び留学目的（留学計画のタイトル）の変更は認められません。ただし、やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

12 留学の中止中断及び再開手続

採用決定後に重度の心身の不調、テロ、暴動、自然災害、感染症流行、その他のやむを得ない理由により留学計画の遂行が困難な状態（一時帰国含む）となった場合、派遣留学生は、速やかに在籍大学等へ状況を報告してください。なお、留学再開による奨学金の追加支給はありません。

派遣留学生からの報告を受けた在籍大学等は、速やかにコンソーシアムに連絡してください。中止・中断届（様式6）、再開届（様式7）の提出や、当該派遣留学生の留学の取り扱いについてはコンソーシアムの指示に従ってください。

13 採用取消し又は支援の打ち切り等

以下のような場合は派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- ①本要項「4 支援の条件」「8 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- ②留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- ③採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合
- ④自己都合により途中で辞退する場合
- ⑤応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- ⑥学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本事業による支援を受けるにふさわしくないとコンソーシアムが判断した場合

14 奨学金額の減額

(1)減額事由

本事業の奨学金額は、以下の場合に減額される場合があります。

- ①上記11により、派遣留学生及び在籍大学等から奨学金額の変更が申請された場合
- ②上記11から13により留学計画等の変更、中止中断、採用取消し、支援の打ち切り等が生じ、かつ承認された留学計画の目的が達成されていないと認められた場合（やむを得ない場合を除く）
- ③その他、特段の事情により減額すべきと認められた場合

(2)奨学金の返納

上記の事由により奨学金額が減額され、奨学金の返納が生じた場合は、コンソーシアムの指示に従い、返納手続きを行ってください。対象者には、在籍大学等を通じて個別に連絡します。

15 派遣留学生の追加決定

「14 奨学金額の減額」の適用、その他特段の事情が生じた場合は、予算状況、審査結果及び対象者の状況等を踏まえて派遣留学生の追加を決定することがあります。対象者には、在籍大学等を通じて個別に連絡します。

16 その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にしてください。また、毎月在籍大学を通じてコンソーシアムに活動報告をしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在中には在留届の提出が義務付けられています。）。

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）
TEL：（代表）03-3580-3311
URL：https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、独立行政法人日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

独立行政法人日本学生支援機構ホームページ
URL：<https://ryugaku.jasso.go.jp/>

17 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、事前に、在籍大学等を通じてコンソーシアムに相談してください。

18 個人情報の取扱いについて

応募に関して提出された個人情報は、本事業の実施のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、静岡県等に対し必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

19 在籍大学等からの照会先（在籍大学等担当者専用）

応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

[照会先]

公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
〒420-0839 静岡県静岡市葵区鷹匠3-6-1 もくせい会館2F
電話番号：054-249-1818
E-mail：mail@fujinokuni-consortium.or.jp
対応時間：平日9時～17時
URL：https://www.fujinokuni-consortium.or.jp/introduction/course05/course05_3/